

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

赤穂市は国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県赤穂市長

公表日

令和4年8月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収、滞納管理とそれに関する調査事務を行う。</p> <p>【資格異動受付事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証(保険証、高齢証、減額認定証など)を送付する。</p> <p>【転入者の所得情報把握事務】 当初賦課処理で必要となる所得情報の取り纏めを実施する。 ①1月2日以降に転入した対象者の所得情報を把握するため、1月1日時点で被保険者が存在した自治体に所得照会書を送付し、所得を把握する。 ②所得不明者の所得情報を把握するため、簡易申告書を送付し、所得を把握する。</p> <p>【当初賦課決定事務】 世帯内の被保険者における所得情報等を基に賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①当初賦課税額決定 ②納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p> <p>【賦課更正事務】 賦課決定通知後に被保険者の異動、所得情報の変更、各種軽減、減免の申請に伴い、賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 更正を行った後に本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。</p> <p>【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理及び各種証を発行する。</p> <p>【オンライン資格確認の準備事務】 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p> <p><特定個人情報の利用について> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、国民健康保険税業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。</p> <p>II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票(申請書など)に個人番号を出力する。</p> <p>III. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供及び照会を行う。</p>
③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名特定個人情報ファイル (2) 国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 番号法 第9条第1項 別表第一 16、30の項 (2) 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号) 第16条及び第24条 (3) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の各号 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二主務省令) (平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44の各号 (2) 番号法別表第二主務省令 第20条、第25条、第25条の2、第26条の各条 3. オンライン資格確認の準備業務 (1) 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) (2) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部医療介護課 , 総務部税務課
②所属長の役職名	医療介護課長 , 税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 総務部 行政課 TEL (0791)43-6850
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 健康福祉部 医療介護課 , 総務部税務課 TEL 0791-43-6813 , TEL 0791-43-6803
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	医療介護課長 岸本 慎一， 税務課長 松下 直樹	医療介護課長 松下 直樹， 税務課長 池尾 和彦	事後	
平成29年7月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月31日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年7月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月31日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39, 42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106, 109,120の各号 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 1,2,3,4,5,8,19,20,25,33,43,44,46,53の各 号 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45,46の各号 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 20,25,26の各号	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、 27、33、39、42、58、62、78、80、87、 93、97、106、109、119の各号 (2) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(番 号法別表第二省令)(平成26年12月12日号他 内閣府、総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、 第8条、第10条の2、第11条の2、 第12条の3、第15条、第19条、第20条、 第22条の2、第24条、第25条、第31条の2、 第33条、第41条の2、第43条、第44条、 第46条、第49条、第53条、第55条の2、 第59条の3の各号 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 27、42、43、44の各号 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条の各 号	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	医療介護課長 松下 直樹， 税務課長 池尾 和彦	医療介護課長， 税務課長	事後	
平成30年7月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成30年4月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成30年4月30日時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月30日時点	平成31年4月30日時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月30日時点	平成31年4月30日時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策	—	新規追加	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>(省略)</p> <p>【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理及び各種証の発行を実施する。</p> <p><特定個人情報の利用について> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、国民健康保険税業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 (省略)</p> <p>II. 個人番号の利用 (省略)</p> <p>III. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供及び照会は現時点では未定。</p>	<p>(省略)</p> <p>【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理及び各種証の発行を実施する。</p> <p>【オンライン資格確認の準備事務】 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p> <p><特定個人情報の利用について> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、国民健康保険税業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 (省略)</p> <p>II. 個人番号の利用 (省略)</p> <p>III. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供及び照会を行う。</p>	事前	オンライン資格管理システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格管理システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更
令和2年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 16、30の各項	(1) 番号法 第9条第1項 別表第一 16、30の項 (2) 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号) 第16条及び第24条 (3) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格管理システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更
令和2年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119の各々 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二主務省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3の各条 2. 情報照会の根拠 (省略)	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の各々 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二主務省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3の各条 2. 情報照会の根拠 (省略) 3. オンライン資格確認の準備業務 (1) 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) (2) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格管理システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更
令和2年8月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日時点	令和2年7月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日時点	令和2年7月31日時点	事後	
令和3年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれによる変更
令和3年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月31日時点	令和3年6月30日時点	事後	
令和4年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月30日時点	令和4年6月30日時点	事後	